



小谷野会計グループ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
JRE 代々木一丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 公益法人の法人税について

はじめに

企業活動が多様化する現代において、法人の形態はその目的や活動内容に応じて様々に分類されます。中でも「公益法人」は、営利を目的とせず、社会的な公益性を持つ活動を行う法人として、税務上も特別な取扱いがなされています。本稿では、公益法人の法人税について紹介します。

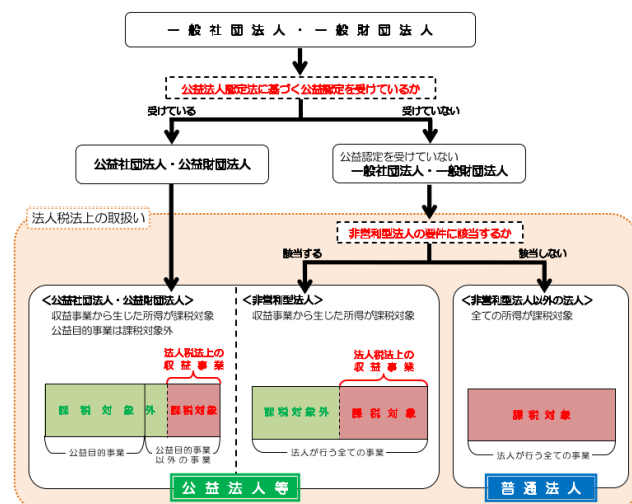
1. 公益法人とは

営利を目的とせず、教育、福祉、文化、環境保護など、社会的に意義のある活動を行うことを目的とし、以下の法人が該当します。

- ① 公益社団法人・公益財団法人
(公益認定を受けた法人)
- ② 学校法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 医療法人
- ⑤ 宗教法人
- ⑥ 特定非営利活動法人 (通称 NPO 法人)

2. 法人税法上の法人区分と課税所得の範囲

- ① 公益法人認定法に基づく公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人
 - ・公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。
(公益目的事業から生じた所得は課税対象外)
- ② 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人、一般財団法人
 - ・法人税法上の非営利法人の要件を満たすもの
⇒公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります
 - ・上記以外のもの
⇒普通法人として取り扱われ、すべての所得が課税対象となります。



(※このパンフレットは、平成26年3月1日現在の法令に基づき作成しています。)

出典：国税庁パンフ「一般社団法人・一般財団法人と法人税」

3. 収益事業とは

法人税法施行令第5条に規定されている次の事業のことを指します。

① 物品販売業	⑪ 印刷業	⑲ 鋳業	⑳ 駐車場業
② 不動産販売業	⑫ 出版業	⑳ 土石採取業	㉑ 信用保証業
③ 金銭貸付業	⑬ 写真業	㉒ 浴場業	㉓ 無体財産権の提供等を行う事業
④ 物品貸付業	⑭ 席貸業	㉒ 理容業	㉔ 労働者派遣事業
⑤ 不動産貸付業	⑮ 旅館業	㉓ 美容業	
⑥ 製造業	⑯ 料理店その他の飲食店業	㉔ 興行業	
⑦ 通信業	⑰ 周旋業	㉕ 遊戯所業	
⑧ 運送業	⑱ 代理業	㉖ 遊覧所業	
⑨ 倉庫業	⑲ 仲立業	㉗ 医療保険業	
⑩ 請負業	㉑ 問屋業	㉘ 芸芸教授業	

収益事業は34業種に特掲されていますが、公益法人等の収益事業に該当するかの判断は以下の要件を確認する必要があります。

- ① 継続して行われるものであること
- ② 事業場を設けて行われるものであること
- ③ 収益事業に含まれる付随行為
- ④ 収益事業に該当する委託契約等による事業
- ⑤ 収益事業に該当する共済事業
(※特掲34業種の場合でも非課税とされる場合がありますため注意が必要です。)

おわりに

専門的な判断が多いため、専門家への相談が必要です。
(担当：古澤)

TEL.03 (5350) 7435

otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<https://koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止